

島根県職業能力開発協会からのお知らせ

技能検定受検手数料の減免に係る対象者の変更について

令和5年度より、若年者に対する受検手数料の減免措置対象者は下記のとおりとなります。

減免措置の対象者(在職者)

技能検定の2級または3級の実技試験を受検する**25歳未満の者**(実技試験実施日が属する年度の4月1日において25歳に達していない者)で、以下の①及び②の要件を満たす者

- ① 受検申請日において雇用保険被保険者である者
- ② 出入国管理および難民認定法に係る在留資格をもって在留する者以外の者

※雇用保険に加入することができない個人事業主は減免措置の対象になりません。

(25歳未満でも雇用保険被保険者でない者は、25歳以上の受検手数料と同額です。)

※受検申請書に添付する本人確認書類や、申請書表面の職歴欄により確認を行いますが、

確認が困難な場合には、給与明細の写し、所属企業の在職証明等の提出を求めます。

25歳以上35歳未満の在職者である受検者は減免の対象外となります。

2級または3級を受検する在校生については、島根県からの補助により、引き続き減免措置の対象となります。

減免対象年齢は35歳未満のまま変更ありません。

減免措置の対象者(在校生)

技能検定の2級または3級の実技試験を受検する**35歳未満の者**(実技試験実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していない者)で、県内に設置されている以下の①～⑦のいずれかに在籍している者

- ① 公共職業能力開発施設(短期課程の普通職業訓練を受けている者を除く)
- ② 認定職業能力開発施設(短期課程の普通職業訓練を受けている者及び就職者を除く)
- ③ 高等学校又は中等教育学校の後期課程
- ④ 専修学校又は各種学校 ⑤ 高等専門学校 ⑥ 短期大学 ⑦ 大学

※県内に在住し、県外の①～⑦のいずれかに在籍している受検者については、減免された金額で受検できます。

※受検手数料の減免については、令和5年度島根県予算の成立を条件とします。